

「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」における規制内容について

（屋内空間）

網掛け又は下線は神奈川県条例より規制内容が実質的に厳しい部分

施設区分	条例骨子案		（参考）神奈川県条例		（参考）検討委員会報告書	
	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否
教育施設	学校等（幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校、青少年教育施設） 学校（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等）（ ）		罰則があるのはすでにほとんど禁煙化されている学校、医療機関、官公庁だけ			
医療関係施設	医療機関等（病院、診療所、助産所） 医療機関等（薬局）（ ） 医療機関等（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所）（ ）	× （ ）の施設においては、既設の喫煙室を当分の間使用可			禁煙義務 〔喫煙室設置による分煙は可〕	禁煙義務
官公庁施設	官公庁施設（庁舎） 官公庁施設（その他の施設）（ ）					
福祉関係施設	児童福祉施設（保育所、知的障害児施設、母子福祉施設、認可外保育施設等） 社会福祉施設（老人ホーム、福祉ホーム、身体障害者福祉センター等） 有料老人ホームその他の福祉サービス施設					
健康づくり関係施設	運動施設（体育館、水泳場、フィットネスクラブ、ゴルフ場・テニスコート（クラブハウス等））					
民間施設等	公共交通機関（駅、バスターミナル、空港等）					
	公共交通機関（列車・バスの車両、船舶の船室）					
	物品販売業を営む店舗（百貨店、スーパーマーケット、小売店等）					
	金融機関					
	公衆浴場					
	冠婚葬祭業を営む施設					
	火葬場・納骨堂					
	集会場・公会堂					
	展示場					
	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの					
	観覧場					
	動物園・植物園・遊園地、都市公園その他これらに類するもの					
	神社・寺院・教会その他これらに類するもの					
	屋内駐車場					
	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所					
貸会議室業を営む施設（貸切により利用される会議室を除く）						
その他各種サービス業施設（クリーニング店、旅行代理店、法律事務所等）						
民間施設等	フロントロビー（対象面積75㎡超）	分煙義務	〔施設面積〕700㎡超 禁煙又は分煙義務			
	フロントロビー（対象面積75㎡以下）	ポリシー表示の義務	〔施設面積〕700㎡以下 禁煙又は分煙努力義務	禁煙義務 〔暫定的措置：分煙〕		
	宴会場（共用利用する場合を除く）	適用除外	宴会場が1つしかない場合の特例規定あり			
	その他共用部分（ロビー（フロントロビーを除く）、廊下、階段、エレベータホール、浴室（脱衣場）等） 売店等で、壁等により独立した区画がなされていないものは、ロビーの一部として取り扱う	分煙義務				
	客室	適用除外 〔喫煙することができない部屋を1/3以上とする努力義務〕	適用除外	適用除外		
	大規模飲食店・喫茶店（客席面積75㎡超）	分煙義務 〔個室部分は適用除外〕	〔客席面積〕100㎡超 禁煙又は分煙義務	〔客席面積〕75㎡超 禁煙義務 〔暫定的措置：分煙〕		
	小規模飲食店・喫茶店（客席面積75㎡以下）	ポリシー表示の義務	〔客席面積〕100㎡以下 禁煙又は分煙努力義務	〔客席面積〕75㎡以下 禁煙義務 〔暫定的措置：分煙又は時間禁煙〕		
	理容店、美容店（客席面積75㎡超）	分煙義務	禁煙又は分煙義務	禁煙義務	× 〔既設の喫煙室は当分の間使用可〕	
	理容店、美容店（客席面積75㎡以下）	ポリシー表示の義務				
	興行場（劇場、映画館等）	分煙又は時間分煙義務	禁煙義務	禁煙義務 〔暫定的措置：分煙又は時間禁煙〕		
ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等	分煙義務					
競馬場、競艇場、競馬場外の勝馬投票券発売所等						
同一の建物内に複数の店舗等が存在する公共的施設（テナントビル等）内の共用部分との間が壁等により区画されていない店舗（喫茶コーナー等）共用部分（ロビー、廊下、階段等）	〔カオホックスの個室については適用除外〕	禁煙又は分煙義務	禁煙又は分煙義務	禁煙義務 〔暫定的措置：分煙〕		
風俗営業施設等	風俗営業施設（キャバレー、ナイトクラブ、まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）	受動喫煙防止努力義務	禁煙又は分煙努力義務	禁煙努力義務		

検討委員会報告書や神奈川県条例よりゆるい内容（以下のハイライト部分すべて）で、罰則も削除された

検討委員会報告書で認めていなかった、費用ばかりかかった効果の全くない「分煙」を認めてしまった

検討委員会報告書では禁煙義務となっていたのに、もはや受動喫煙対策すらしなくてもよくなってしまった。（「喫煙表示」をすれば、受動喫煙をさせても良いというお墨付きを兵庫県が与えることになる）